

スイス  
商標規則  
(232.111 MSchV)  
2017年1月1日版

目次

第1章 総則

第1条 権限

第2条 期間の計算

第3条 使用言語

第4条 1の商標の複数の出願人又は所有者

第5条 代理権

第6条 署名

第6a条 証拠

第7条 手数料

第7a条 電子通信

第2章 商標の登録

第1節 登録手続

第8条 出願

第9条 登録出願

第10条 商標の複製

第11条 商品及びサービスの一覧

第12条 パリ条約による優先権

第13条 博覧会による優先権

第14条 優先権の主張及び優先権書類に関する共通規定

第14a条 郵便物の提出日

第15条 1次審査

第16条 方式要件の審査

第17条 実体審査

第17a条 手続の延期

第18条 出願手数料及び類追加料金

第18a条 加速審査

第19条 登録及び公告

第2節 異議申立手続

第20条 異議申立の形式及び内容

- 第 21 条 スイスにおける通知先住所
- 第 22 条 通信
- 第 23 条 複数の異議申立, 手続の保留
- 第 24 条 異議申立手数料の返還

#### 第 2A 節 商標の不使用を理由とする商標登録の取消手続

- 第 24a 条 申請の形式及び内容
- 第 24b 条 スイスにおける通知先住所
- 第 24c 条 書簡の交換
- 第 24d 条 複数の申請, 手続の保留
- 第 24e 条 取消手数料の返還

#### 第 3 節 商標登録の更新

- 第 25 条 存続期間満了の通知
- 第 26 条 手続
- 第 27 条 更新手数料の返還

#### 第 4 節 商標登録の変更

- 第 28 条 移転
- 第 29 条 ライセンス
- 第 30 条 商標登録に対するその他の変更
- 第 31 条 他人の権利の取消
- 第 32 条 訂正

#### 第 5 節 商標登録の取消

- 第 35 条

### 第 3 章 商標の登録及び出願

#### 第 1 節 出願

- 第 36 条 内容
- 第 37 条 ファイルの閲覧
- 第 38 条 登録出願に関する情報
- 第 39 条 ファイルの保管

#### 第 2 節 商標の登録

- 第 40 条 登録の内容
- 第 41 条 閲覧, 登録簿の抄本
- 第 41a 条 スイスにおける最初の出願に係る優先権書類

## 第4章 IGEによる公告

第42条 公告の対象事項

第43条 公告媒体

## 第6章 商標の国際登録

### 第1節 国際登録の出願

第47条 出願の手続

第48条 IGEによる審査

第49条 ファイル

### 第2節 スイスについての国際登録の効力

第50条 異議申立の手続

第50a条 不使用を理由とする国際登録の取消手続

第51条 決定の保留

第52条 保護の拒絶及び無効の宣言

## 第6A章 原産地表示

### 第1節 共通規定

第52a条 出願の対象及び範囲

第52b条 概念

第52c条 地域又は場所への言及の使用

第52d条 不正使用の禁止

### 第2節 商標法第48c条による製品、特に工業製品に係る原産地表示

第52e条 重要な生産費用

第52f条 研究及び開発費用

第52g条 研究及び開発費用の会計処理

第52h条 材料費用

第52i条 材料費用の考慮

第52j条 補助材料の費用の会計処理

第52k条 スイスにおいて十分に入手可能でない材料

第52l条 製造費用

第52m条 製造費用の考慮

第52n条 外国で生じた生産費用の計算

### 第3節 サービスに係る原産地表示

第52o条

第7章 時計、腕時計及び時計装置に関する生産者証  
第53条 時計、腕時計及び時計装置に関する生産者証

第8章 税関当局による援助  
第54条 適用範囲  
第55条 援助の申請  
第56条 商品の差押  
第56a条 試料又は見本  
第56b条 製造又は営業秘密の保護  
第56c条 商品を破棄する場合の証拠の保全  
第57条 手数料

第9章 最終規定

第1節 現行法律の廃止  
第58条 現行法律の廃止

第2節 経過規定  
第59条 期間  
第60条 使用の優先権  
第60a条 2015年9月2日改正に関する経過規定

第3節 施行期日  
第61条 施行期日

## 第1章 総則

### 第1条 権限

- (1) 連邦知的所有権庁(IGE)は、商標法及び本規則から生じる行政的業務を行うものとする。
- (2) (1)に拘らず、商標法第70条から第72条まで及び本規則第54条から第57条までの執行は、連邦税関当局の権限に属する。

### 第2条 期間の計算

期間が月又は年をもって計算される場合、開始日と同じ日の最終月に満了する。該当日がない場合は、その月の最終日に満了する。

### 第3条 使用言語

- (1) IGE への提出書類は、スイスの公用語で作成しなければならない。第47条(3)に従うことを条件とする。
- (2) 第14条(3)に従うことを条件として、IGE は、公用語で作成されていない証拠書類の翻訳文又は正確性の証明書を求めることができる。翻訳文又は証明書が、請求されたにも拘らず提出されない場合は、当該書類は考慮されない。

### 第4条 1の商標の複数の出願人又は所有者

- (1) 複数人が1の商標の出願人又は1の商標に対する権利の所有者である場合は、これらの者は、その内の1人を全員について効力を有するIGEからのすべての通知を受領するために指定しなければならず又は共通の代理人を選任することができる。
- (2) 複数人が前者及び後者の何れも行わない場合は、IGE は、(1)の意味における通知の受領者として1人を選択する。その他の者の内の1人が異議を唱えた場合は、IGE は、すべての関係当事者が(1)により協議することを求める。

### 第5条 代理権

- (1) 1の出願人又は所有者がIGEに対する代理人を利用する場合は、IGE は、委任状を要求することができる。
- (2) 出願人又は所有者によって権限を与えられた者は、第40条により代理人として登録簿に登録される。商標法又は本規則に規定するすべての宣言は、この者の名義でIGEに提出しなければならず、かつ、通知は、この者の名義でIGEから受領しなければならない。IGEが代理権の制限について明示的に通知されていない場合は、代理権は包括的とみなされる。

### 第6条 署名

- (1) 提出書類には署名がなければならない。
- (2) 提出書類に署名が欠けていた場合において、署名がIGEからの要求を受けてから1月以内に提出されたときは、当初の出願日が承認される。
- (3) 登録願書に署名は不要。IGEは署名が不要な書類を定める。

#### **第 6a 条 証拠**

- (1) 提出書類の真実性に関して正当な疑義がある場合は、IGE は、提出書類に関する証拠の提示を求めることができる。
- (2) IGE は、疑義の理由を通知し、陳述を行うための機会を提供し、証拠の提出のための期限を定める。

#### **第 7 条 手数料**

商標法又は本規則により納付しなければならない手数料については、手数料に関する 2016 年 6 月 14 日の IGE の法令が適用される。

#### **第 7a 条 電子通信**

- (1) IGE は、電子通信を許可することができる。
- (2) IGE は、技術的詳細を決定し、適切な方法により公表する。

## 第2章 商標の登録

### 第1節 登録手続

#### 第8条 出願

- (1) 出願には、承認された私的様式又は2006年3月27日の商標法に関するシンガポール条約に基づく規則に従う様式を使用しなければならない。
- (2) その他の点において有効な様式による出願がすべての所要の情報を含む場合は、IGEは、上記様式の提出を免除することができる。

#### 第9条 登録出願

- (1) 登録出願は、次の事項を含む。
  - (a) 商標登録の申請書
  - (b) 出願人の姓名又は企業名及び住所
- (2) 該当する場合は、登録出願は、次の事項で補完しなければならない。
  - (a) 出願人のスイスにおける通知先住所
    - (a2) 複数の出願人が存在する場合は、第4条(1)による通知の受領者の指定及び適切な場合は、その通知先住所
    - (a3) 代理人の姓及び住所並びに該当する場合は、そのスイスにおける通知先住所
  - (b) 優先権の主張(第12条から第14条まで)
  - (c) 証明又は団体標章の出願である旨の情報
    - (c2) 地理的表示の出願である旨の情報
  - (d) 国際登録及びスイスへの保護拡張の取消の証拠。抹消された国際登録の優先権が主張される場合は、追加の優先権書類は要求されない。

#### 第10条 商標の複製

- (1) 商標は図形で表現できるものでなければならない。特定の商標には他の表現もIGEは認める。
- (2) 標章に色彩が指定される場合は、相応する色彩又は色彩の結合について記述しなければならない。更に、標章についての5枚の色刷り表示を提出しなければならない。
- (3) 標章が立体形状であるか又は当該形状を含む場合は、申請書にその事実を記さなければならない。

#### 第11条 商品及びサービスの一覧

商標の対象である商品及びサービスは、正確に指定し、かつ、商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定(ニース分類協定)による類番号を付さなければならない。

#### 第12条 パリ条約による優先権

- (1) 工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約による優先権を求める主張には、

次の事項を記載しなければならない。

- (a) 最初の出願日
  - (b) 出願が行われた又は出願の対象であった国
- (2) 優先権書類は、最初の出願を管轄する当局が発行し、標章の出願又は登録番号を記載した証明書をもって構成される。

### 第 13 条 博覧会による優先権

- (1) 博覧会による優先権を求める主張には、次の事項を記載しなければならない。
- (a) 博覧会の正確な名称
  - (b) 当該商標の下で展示された商品又はサービスについての説明
- (2) 優先権書類は、当該商標により指定される商品又はサービスが展示されたこと及び博覧会の開会日を示す管轄当局の証明書をもって構成される。

### 第 14 条 優先権の主張及び優先権書類に関する共通規定

- (1) 優先権の主張は、商標の出願から遅くとも 30 日後に提出しなければならない。IGE が優先権書類を要求した場合は、出願人は、出願後 6 月以内に当該書類を提出しなければならない。出願人が要求された書類を提出しない場合は、優先権主張は失効する。
- (2) 優先権の主張は、複数の最初の出願を対象とすることができる。
- (3) 優先権書類は、英語で記入して提出することができる。

### 第 14a 条 郵便物の提出日

郵便物については、提出日は、スイスポストによって送付された郵便物が IGE に引き渡された時点とみなされる。

### 第 15 条 1 次審査

提出書類が商標法第 28 条(2)に定める要件を満たしていない場合は、IGE は、出願人に当該書類を完成するための期間を与えることができる。

### 第 16 条 方式要件の審査

- (1) 提出書類が商標法又は本規則に定める方式要件を満たしていない場合は、IGE は、出願人に書類の瑕疵を是正するための期間を与えなければならない。
- (2) 期間内に瑕疵が是正されないときは、登録の申請はその全部又は一部について拒絶される。IGE は例外的に追加の期間を与えることができる。

### 第 17 条 実体審査

- (1) 商標法第 30 条(2)(c)から(e)までによる拒絶理由がある場合は、IGE は、出願人が瑕疵を是正するための期限を定める。
- (2) 地理的表示として外国のぶどう酒の名称の登録出願が提出された場合は、IGE は、連邦農業局に諮問する。



同局は、ぶどう酒法令に定められた外国のぶどう酒の特別な条件が満たされているか否かを確認する。

(3) 瑕疵が期限までに是正されない場合は、登録出願は、その全部又は一部について拒絶される。例外的な場合は、IGE は、追加の期限を定めることができる。

#### **第 17a 条 手続の延期**

期間内に申請の拒絶に応答できないため期間延長(商標法第 41 条)を請求した場合は、延長手数料を支払うものとする。

#### **第 18 条 出願手数料及び類追加料金**

(1) 出願人は、IGE が定めた期限内に出願手数料を納付しなければならない。

(2) 出願された商標の商品及びサービスの一覧が 4 以上の類を含む場合は、出願人は、追加の類ごとに追加料金を納付しなければならない。IGE は、ニース分類協定の分類により、追加料金を必要とする類の数を決定する。

(3) 類追加料金は、IGE が定めた期限までに納付しなければならない。

#### **第 18a 条 加速審査**

(1) 出願人は、早期の審査の実施を要求できる。

(2) 出願には、出願手数料に加えて、早期審査実施手数料を納付しなければならない。

#### **第 19 条 登録及び公告**

(1) 拒絶理由がない場合は、IGE は、商標を商標登録簿に登録し、当該登録を公告する。

(2) IGE は、当該登録を商標権者に通知する。当該通知は、登録簿に登録された情報を含む。

### **第 2 節 異議申立手続**

#### **第 20 条 異議申立の形式及び内容**

異議申立書は 2 通提出し、次の事項が記載されていなければならない。

(a) 異議申立人の名称又は商号並びにその住所及び該当する場合はスイスの住所

(b) 異議申立の基となっている商標登録番号又は出願番号

(c) 異議申立の対象である商標の登録番号並びに商標権者の名称又は商号

(d) 登録に対する異議申立の範囲についての説明

(e) 異議申立の理由についての簡単な説明

#### **第 21 条 スイスにおける通知先住所**

(1) 異議申立人は、商標法第 42 条により、スイスにおける通知先住所を指定しなければならない。異議申立人が異議申立書を提出する際に当該住所を提示しない場合は、IGE は、異議申立人がその指定を行うための猶予期間を定める。IGE は、猶予期間と併せて、猶予期間が使用されることなく満了した場合は異議申立が却下される旨の警告を与える。

(2) 被申立人は、スイスにおける通知先住所を指定しなければならない。IGE が定めた期限ま

でにその指定を行わなければならない。IGE は、期限と併せて、被申立人がこの義務を履行しない場合は手続から排除される旨の警告を与える。

## 第 22 条 通信

- (1) IGE は、認容されないことが明らかではないすべての異議申立について、被申立人に通知し、被申立人に意見を述べるための期間を与えなければならない。
- (2) 被申立人は意見書を 2 通提出しなければならない。
- (3) 被申立人が商標法第 12 条(1)に基づき異議申立人の不使用を主張しようとする場合は、被申立人は、最初の意見書においてその主張を行わなければならない。
- (4) IGE は追加の連絡を行うことができる。

## 第 23 条 複数の異議申立、手続の保留

- (1) 同一の商標登録に対して複数の異議申立がなされた場合は、IGE は、これらの異議申立についてすべての異議申立人に通知する。IGE は、これらの異議申立を、1 の手続にまとめることによって処理することができる。
- (2) IGE が便宜と考える場合は、IGE は、最初に複数の異議申立の内の 1 を処理し、当該異議申立について決定し、残りの異議申立手続を保留することができる。
- (3) 異議申立が商標の出願を根拠としている場合は、IGE は、異議申立手続を当該商標が登録されるまで保留することができる。
- (4) 異議申立についての決定が、不使用を理由とする取消手続の結果、民事手続又はその他の手続に依存する場合は、IGE は、異議申立手続を保留することができる。

## 第 24 条 異議申立手数料の返還

- (1) 異議申立書が期限内に提出されない場合又は異議申立手数料が適時に納付されない場合は、当該異議申立書は、提出されていないものとみなされる。異議申立手数料が既に納付されている場合は経費は課せられず全額返還される。
- (2) 手続が無効である場合又は和解若しくは相殺によって処理された場合は、異議申立手数料の半額が返還される。

## 第 2A 節 商標の不使用を理由とする商標登録の取消手続

### 第 24a 条 申請の形式及び内容

商標の不使用を理由とする商標登録の取消の申請書は、2 通提出しなければならないが、かつ、次の事項を含んでいなければならない。

- (a) 申請人の姓名又は企業名、住所及び該当する場合は、そのスイスにおける通知先住所
- (b) 取消を請求する商標登録の登録番号及び商標権者の名称又は企業名
- (c) 取消を請求する範囲の宣言
- (d) 取消申請の正当化理由であって、特に不使用の信憑性があるもの
- (e) 証拠

#### **第 24b 条 スイスにおける通知先住所**

(1) 申請人は、商標法第 42 条により、スイスにおける通知先住所を指定しなければならず、申請人が申請書を提出する際に当該住所を提示しない場合は、IGE は、申請人にこのための猶予期間を与える。IGE は、猶予期間と併せて、猶予期間が使用されることなく満了した場合は当該申請が却下される旨の警告を与える。

(2) 被申請人は、スイスにおける通知先住所を指定しなければならず、IGE が定めた期限までに当該住所を提示しなければならない。IGE は、期限と併せて、被申請人がこの義務を履行しない場合は手続から排除される旨の警告を与える。

#### **第 24c 条 書簡の交換**

(1) IGE は、認容されないことが明らかではない取消申請について被申請人に通知し、陳述を行うための期限を定める。

(2) 被申請人の陳述書は、2 通提出しなければならない。

(3) 陳述書において、被申請人は、特に、商標の使用又は不使用の重大な理由を信憑性のあるものとしなければならない。

(4) IGE は、状況により正当化される場合は、更に書簡の交換を行う。

#### **第 24d 条 複数の申請、手続の保留**

(1) 第 23 条(1)及び(2)は、商標の不使用を理由とする商標登録の取消手続について準用される。

(2) 取消についての決定が、民事手続又はその他の手続の結果に依存する場合は、IGE は、手続を保留することができる。

#### **第 24e 条 取消手数料の返還**

(1) 取消の申請書が商標法第 35a 条(2)及び本規則第 50a 条による期限の満了前に提出された場合又は取消手数料が適時に納付されない場合は、当該申請書は、提出されなかったものとみなされる。取消手数料が既に納付されている場合は、経費は課せられず全額返還される。

(2) 手続が無効となった場合又は和解若しくは相殺によって解決された場合は、取消手数料の半額が返還される。1968 年 12 月 20 日の行政手続法第 33b 条による要件が満たされた場合は、手数料は全額返還される。

### **第 3 節 商標登録の更新**

#### **第 25 条 存続期間満了の通知**

IGE は商標権者及び代理人に対し、存続期間又は更新期限の満了前に書面をもって通知するものとする。当該通知は海外にも送達される。

#### **第 26 条 手続**

(1) 商標登録の更新申請は、存続期間の満了の 12 月前から行うことができる。

(2) 更新は、先の存続期間の満了とともに効力を生じる。

- (3) IGE は、登録の更新を商標権者に通知する。
- (4) 更新手数料は、商標法第 10 条(3)による期限までに納付しなければならない。
- (5) 更新手数料が存続期間の満了後に納付される場合は、追加料金を課さなければならない。

#### **第 27 条 更新手数料の返還**

更新申請が行われたが、これが登録の更新に至らない場合は、更新手数料は返還される。

### **第 4 節 商標登録の変更**

#### **第 28 条 移転**

- (1) 移転の登録申請は先の商標権者又は取得者によって行われるものとし、申請するためには次の書類を添付しなければならない。
  - (a) 商標が取得者に移転された旨の先の商標権者による明示的な陳述書又はそれ以外の十分な証明となる書類
  - (b) 取得者の及び該当する場合は代理人の、名称又は商号及びその住所、該当する場合はスイスの住所
  - (c) 商標の一部が移転される場合は、商標移転の対象である商品及びサービスについての陳述書

#### **第 29 条 ライセンス**

- (1) ライセンスの登録申請は、商標権者又はライセンシーによって行われるものとし、申請するためには次の書類を提出しなければならない。
  - (a) 商標権者が商標の使用をライセンシーに認めた旨の、商標権者による明示的陳述書又はそれ以外の十分な証明となる書類
  - (b) ライセンシー及び該当する場合はその代理人の、名称又は商号及び住所
  - (c) 該当する場合は、ライセンスを排他的ライセンスとして登録する旨の申請書
  - (d) 部分的なライセンスの場合は、ライセンスが許諾された商品及びサービス又はその範囲についての陳述書
- (2) (1)はサブライセンスの登録について適用する。この場合は、ライセンシーがサブライセンスの許諾を行う権利を有する旨の証拠を追加して提出しなければならない。
- (3) 排他的ライセンスが登録簿に登録されている場合、同じ商標の他のライセンスであって当該排他的ライセンスと互換性のないライセンスは登録されない。

#### **第 30 条 商標登録に対するその他の変更**

次の登録は、商標権者のそれに相応する陳述書又はそれ以外の十分な証明となる書類を基にして、行われるものとする。

- (a) 商標に影響を及ぼす用益権及び質権
- (b) 裁判所及び執行機関によって課せられる制限
- (c) 登録の明細に関する変更

### **第 31 条 他人の権利の取消**

IGE は商標権者の請求にもとづき、他人のために登録されている権利を取り消すものとするが、そのためには当該権利の商標権者による明示的な放棄陳述書又はそれ以外の満足すべき書類が提出されることを条件とする。

### **第 32 条 訂正**

- (1) 不正確な登録は、商標権者の請求にもとづき遅滞なく訂正されなければならない。
- (2) 誤謬が IGE の側の錯誤によって生じている場合は、訂正は、職権によって行われる。

## **第 5 節 商標登録の取消**

### **第 35 条**

商標登録の全部又は一部の取消は、手数料の納付を要しない。商標の不使用を理由とする取消は、手数料の納付を要する。

## 第3章 商標の登録及び出願

### 第1節 出願

#### 第36条 内容

- (1) IGE は、各々の登録出願及び各々の商標登録に関し、次の事項を明らかにしたファイルを保管する。
- (a) 登録手続、行われ得る異議申立手続及び行われ得る不使用を理由とする取消手続の経過
  - (b) 登録の更新及び取消、国際登録の事実並びに商標法の改正
  - (c) 商標登録のその他の変更
- (2) 証明若しくは団体商標に係る規則又は地理的表示に係る規則もまた、ファイルの一部である。
- (3) 製造又は営業秘密を開示する証拠書類は、申請により分離される。分離はファイルに登録される。

#### 第37条 ファイルの閲覧

- (1) 次の者は、商標登録の前にファイルを閲覧することができる。
- (a) 出願人及びその代理人
  - (b) 商標の出願人によって、出願されている商標の権利を侵害していると主張されていること又は当該侵害についての警告を受けていることを証明できる者
  - (c) 上記以外の者であって、出願人又はその代理人の明示的同意を得ている者
- (2) (1)にいう者は、取下又は拒絶された登録出願のファイルも閲覧することができる。
- (3) 商標の登録の後では、何人もファイルを閲覧することができる。
- (4) 分離して保管されている付属書類(第36条(3))の閲覧の可否は、IGEにより、出願人又は商標権者を聴聞した後で決定される。
- (5) 写しの提供を得て閲覧することも、その旨申請し、又その費用を納付することを条件として許可を得ることができる。

#### 第38条 登録出願に関する情報

- (1) IGE は、取下又は拒絶された出願を含め、登録出願について第三者に情報提供する。
- (2) 当該情報は、次の情報に限定される。
- (a) 商標が登録される場合に公告される情報
  - (b) 出願の拒絶に至る理由に関する情報

#### 第39条 ファイルの保管

- (1) IGE は、抹消された商標登録のファイルの全部を、原本又は写しをもって取消後5年間保管する。
- (2) IGE は、取下及び拒絶された登録出願並びに全部無効とされた登録(商標法第33条)のファイルを、原本又は写しをもって取下、拒絶又は無効の後5年間保管する。

## 第2節 商標の登録

### 第40条 登録の内容

- (1) 登録簿への商標の登録は、次の事項を含む。
  - (a) 登録番号
  - (b) 出願日
  - (c) 商標権者の名称又は商号並びに住所
  - (d) 該当する場合は、代理人の名称及び住所
  - (e) 商標の複製
  - (f) 商標の指定対象である商品及びサービスであって、これらはニース協定の分類で表示されなければならない。
  - (g) 登録公告日
- (2) 該当する場合は、登録には更に次の事項を含む。
  - (a) 請求する色彩又は色彩の結合についての説明
  - (b) 「立体形状商標」である旨の注記
  - (c) 「承認された商標」である旨の注記
  - (d) 商標が証明又は団体標章である旨の説明
  - (d-2) 「地理的表示」の表示
  - (e) 商標法第7条及び第8条に基づく優先権の主張についての声明
- (3) 次の明細も、公告の日付を付して登録簿に登録される。
  - (a) 登録の更新並びに更新の発効日
  - (b) 登録の全部又は一部の無効
  - (c) 登録の全部又は一部の取消。これには取消の理由についての説明を付す。
  - (d) 商標の全部又は一部の移転
  - (e) ライセンスの付与。該当する場合は、排他的ライセンス又は部分的ライセンスの区別
  - (f) 商標についての用益権又は質権
  - (g) 裁判所及び執行機関によって課せられる使用についての制限
  - (h) 登録の明細に関する変更
  - (i) 商標実施細則に関する変更通知
- (4) IGE は公共の利益のために、登録事項を追加することができる。

### 第41条 閲覧，登録簿の抄本

- (1) 何人も、商標登録簿を閲覧することができる。
- (2) IGE は、商標登録簿の抄本を発行する。

### 第41a条 スイスにおける最初の出願に係る優先権書類

IGE は、請求により、スイスにおける最初の出願に係る優先権書類を発行する。

## 第4章 IGEによる公告

### 第42条 公告の対象事項

IGEは、次の事項を公告しなければならない。

- (a) 商標の登録。これには第40条(1)(a)から(f)までの明細及び第40条(2)(a)から(e)までの明細を含む。
- (b) 第40条(3)に基づく登録
- (c) 第40条(4)に基づく明細。ただし、それを公告することが適切と考えられる場合である。

### 第43条 公告媒体

- (1) IGEは、公告媒体を決定する。
- (2) 請求により、かつ、費用の納付をもって、IGEは、電子的手段のみによって公告された情報の紙面複写を発行する。



## 第6章 商標の国際登録

### 第1節 国際登録の出願

#### 第47条 出願の手続

- (1) 商標に関する国際登録の出願は、スイスが1967年7月14日の「商標の国際登録に関するマドリッド協定」(マドリッド協定)第1条(3)又は1989年6月27日の「商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(マドリッド議定書)第2条(1)でいう本国である場合は、IGEに提出しなければならない。
- (2) 出願は公的様式又はIGEによって承認された様式をもって行わなければならない。
  - (2-2) 必要な全ての情報が記入されていれば、他の様式でもよい
- (3) IGEは商標の対象とする商品及びサービスの言語を定める。
- (4) 国内手数料は、IGEの要請に従って納付しなければならない。(商標法第45条(2))

#### 第48条 IGEによる審査

- (1) IGEに提出された出願が、商標法、本規則又は1996年1月18日の施行規則でみたすべき方式要件に合致していない場合、マドリッド協定若しくはマドリッド議定書の要件に合致していない場合又は所定の手数料が納付されていない場合は、IGEは、出願人に瑕疵を除去するための期間を与えなければならない。
- (2) 瑕疵がIGEによって与えられた期間内に除去されない場合は、出願は拒絶される。例外的措置として、IGEは追加の期間を与えることができる。

#### 第49条 ファイル

IGEは、スイスを本国として国際的に登録される各々の商標に関し、そのファイルを保管しなければならない。

### 第2節 スイスについての国際登録の効力

#### 第50条 異議申立の手続

- (1) 国際登録についての異議申立の場合は、商標法第31条(2)に基づく異議申立の期間は、国際部によって公告の機関に公告が行われた月の翌月の初日に始まる。
- (2) IGEは異議申立手続の経緯を示すファイルを保管しなければならない。

#### 第50a条 不使用を理由とする国際登録の取消手続

不使用を理由とする国際登録の取消申請は、次の時点から行うことができる。

- (a) 保護の暫定的拒絶について通知されている場合は、スイスにおける保護の付与に係る手続の終了から5年後
- (b) 保護の拒絶が発せられていない場合は、保護の拒絶についての通知のための期限の満了から5年後又は保護の付与に関する宣言についての通知から5年後

## 第 51 条 決定の保留

(1) 異議申立が、IGE による保護についての暫定的拒絶の対象である国際登録に関するものであるときは、IGE は保護の拒絶の対象である事項が最終的に決定されるときまで、異議申立についての決定を保留することができる。

(2) 国際登録が取り消され、商標法第 46a 条に従って国内出願への変更が可能である場合、IGE は変更が完了するまで異議申立についての決定を保留することができる。

## 第 52 条 保護の拒絶及び無効の宣言

(1) 国際的に登録された商標については、

(a) 商標法第 30 条(2)(a)及び(c)から(e)までによる登録出願の拒絶並びに商標法第 33 条による登録の無効は、保護の拒絶に置き換える。

(b) 商標法第 35 条(c)から(e)までによる登録の取消は、無効の宣言に置き換える。

(2) IGE は、保護の拒絶及び無効の宣言の何れも公告しない。

## 第 6A 章 原産地表示

### 第 1 節 共通規定

#### 第 52a 条 出願の対象及び範囲

(1) 本章は、次のものに係る原産地表示の使用について適用される。

- (a) 商標法第 48c 条による製品
- (b) 商標法第 49 条によるサービス

(2) 食品については、食品に係るスイスの原産地表示の使用に関する 2015 年 9 月 2 日の法令並びに本規則第 52c 条及び第 52d 条が適用される。

#### 第 52b 条 概念

本規則においては、次の定義が適用される。

- (a) 商標法第 48c 条による製品とは、天然物の部類にも食品の部類にも該当しない製品、特に工業製品をいう。
- (b) 天然物とは、自然界から直接得られ、かつ、市場に出すために加工されていない商標法第 48a 条による製品をいう。
- (c) 材料とは、商標法第 48c 条による原材料をいい、実際の原材料に加え、補助材料及び半製品も含む。

#### 第 52c 条 地域又は場所への言及の使用

商品及びサービスが全体としてスイスのための法的な出所の基準を満たす場合は、当該商品及びサービスにスイスにおける地域又は場所への言及をラベル表示することができる。商品及びサービスは、次の場合は、追加の要件を満たさなければならない。

- (a) 商品又はサービスの一定の品質若しくはその他の特徴が、記載された地理上の出所に本質的に帰せられる場合、又は
- (b) 当該地域又は当該場所が、商品又はサービスについて特別な名声を有する場合

#### 第 52d 条 不正使用の禁止

(1) 製品又はサービスの出所の場所を決定する際には、決定的基準の適用における余地を、不適正な方法により使用してはならない。

(2) 特に次の場合は不適正である。

- (a) 製品の個々の材料の出所の場所を決定するために、客観的な理由なしに材料費用の会計処理に異なる種類の計算が使用された場合、又は
- (b) スイスにおいて要した国内労働が非常にわずかであるために外国で要した労働と明らかに不均衡である場合、特に、スイスにおいて生じた費用が、特にスイスにおける使用される材料の不十分な入手可能性を理由として、外国で調達された材料の費用と比較してごくわずかである場合

### 第 2 節 商標法第 48c 条による製品、特に工業製品に係る原産地表示

### 第 52e 条 重要な生産費用

- (1) 商標法第 48c 条(1)及び(2)による生産費用として、次の費用が該当する。
- (a) 研究及び開発費用
  - (b) 材料費用
  - (c) 製造費用(法律上要求される又は産業分野で一律に規制される品質保証及び証明の費用を含む)
- (2) 生産工程の終了後に生じた費用は、生産費用とみなされない。

### 第 52f 条 研究及び開発費用

- (1) 研究費用は、製品に関連する研究及び製品に関連しない研究の費用を含む。
- (2) 開発費用は、製品の構想から製品の市場化準備までに生じた費用とみなされる。

### 第 52g 条 研究及び開発費用の会計処理

- (1) 製品に関連する研究費用及び開発費用は、製品の製造費用に直接割り当てられる。
- (2) 製品に関連しない研究費用は、適切な基準に従って、個々の製品の製造費用に割り当てられる。
- (3) 研究及び開発費用は、当該分野で典型的な償却期間の終了後も、製造費用に割り当てることができる。合計割当額は、当該分野で典型的な償却期間中の研究及び開発費用の平均年間償却額の合計に相応する。

### 第 52h 条 材料費用

- (1) 材料費用は、直接材料費用及び間接材料費用を含む。
- (2) 製品に直接帰属させることができる材料費用は、直接材料費用とみなされる。
- (3) (2)によるもの以外の材料費用、特に生産工程中に一時保管又は輸送のために生じた費用は、間接材料費用とみなされる。

### 第 52i 条 材料費用の考慮

- (1) 直接材料費用は、一律の計算方法に従って、特に次の何れかの計算方法に従って、製品の製造費用に割り当てられる。
- (a) 材料費用を、スイスにおいて生じた関連材料の費用の部分に相応する百分率割合で製造費用に割り当てる。
  - (b) 材料費用を、次の百分率割合で製造費用に割り当てる。
    - (i) 商標法第 48 条から第 48c 条までの要件を満たす材料については、100 パーセント
    - (ii) 商標法第 48 条から第 48c 条までの要件を満たさない材料については、0 パーセント
- (2) 間接材料費用は、適切な基準に従って、個々の製品の製造費用に配分される。

### 第 52j 条 補助材料の費用の会計処理

- 補助材料の費用は、次の場合は、製品の製造費用に割り当ててはならない。
- (a) 補助材料が製品の特徴にとって完全に副次的な意義を有する場合、及び

(b) 補助材料の費用が製品の製造費用との関係においてごくわずかである場合

#### **第 52k 条 スイスにおいて十分に入手可能でない材料**

公的に利用可能な情報により、材料がスイスにおいて産業分野に十分に入手可能でない場合は、製造業者は、記載された不十分な入手可能性の範囲において、外国で調達された材料の費用を製造費用の計算から除外できることを想定することができる。

#### **第 52l 条 製造費用**

- (1) 製造費用は、直接製造費用及び間接製造費用を含む。
- (2) 製造費用は、特に次のものを含む。
  - (a) 賃金
  - (b) 賃金に依存する製造費用
  - (c) 機械に依存する製造費用
  - (d) 法律上要求される又は当該分野全体で明らかに一律に規制される品質保証及び証明の費用

#### **第 52m 条 製造費用の考慮**

- (1) 直接製造費用は、製品の生産費用に直接割り当てられる。
- (2) 間接製造費用は、適切な基準に従って、個々の製品の生産費用に振り替えられる。

#### **第 52n 条 外国で生じた生産費用の計算**

外国で生じた生産費用は、次のとおりスイスフランに換算することができる。

- (a) 実際に適用される為替レートで、又は
- (b) 当該企業が日々の取引において使用する平均レートで

### **第 3 節 サービスに係る原産地表示**

#### **第 52o 条**

商標法第 49 条による実際の管理の場所として、次の場所が想定される。

- (a) 事業目標を達成するために重要な活動が行われる場所、及び
- (b) サービスの提供のために重要な決定が下される場所

## 第7章 時計、腕時計及び時計装置に関する生産者証

### 第53条 時計、腕時計及び時計装置に関する生産者証

(1) 時計及び腕時計に「スイス」の名称を使用することに関する1971年12月23日の法令の意味でのスイス・時計、腕時計及び時計装置には、生産者証を付さなければならない。時計及び腕時計の場合は、生産者証は、ケース又は指針盤に付することができる。

(2) 生産者証は、目に見えるように、かつ、耐久できるように貼付しなければならない。生産者証に代え、生産者の商号又は商標を貼付することができる。

(3) 生産者証は、スイス国の製品にのみ使用することができる。

(4) スイス時計産業連盟は生産者に生産者証を配布し、その記録を保管しなければならない。

(5) 商標法第3条(1)の適用除外の理由は、生産者証にも適用される。

## 第 8 章 税関当局による援助

### 第 54 条 適用範囲

税関当局の援助は、商標又は原産地表示を不法に付した商品の輸入又は輸出に適用される。

### 第 55 条 援助の申請

(1) 商標権者、請求を提起する権利を有するライセンシー、原産地表示の権利を有する者又は商標法第 56 条による請求を提起する権利を有する当事者(以下「請求人」という)は、スイス税関理事会で援助の申請を行わなければならない。

(1-2) スイス税関理事会は、当該申請について、完全な書類を受領してから遅くとも 40 日後に決定する。

(2) 当該申請は、より短い有効期間が申し出られていない限り、2 年間適用される。当該期間は更新することができる。

### 第 56 条 商品の差押

(1) 税関が商品の差押を行う場合は、税関は、手数料と引き換えに自らが商品を保存するか又は申請人の費用負担にて保存のために商品を第三者に委託する。

(2) 税関は、請求人に対し、申告人、保有者又は所有者の名称及び住所、正確な説明、数量並びにスイス又は外国における差し押さえられた商品の荷送人を通知する。

(3) 商標法第 72 条(2)及び(3)による期限の満了前に、請求人が予防措置を講じることができないことが既に決定している場合は、商品は直ちに放出される。

### 第 56a 条 試料又は見本

(1) 請求人は、検査のための試料若しくは見本の引渡し、出荷の請求又は商品の検査を請求することができる。試料又は見本の代わりに、税関当局は、そうすることにより請求人が商品を検査することが可能になる場合は、留置された商品の写真を引き渡すこともできる。

(2) 当該申請は、スイス税関理事会による援助の申請とともに又は商品の留置中に当該商品を留置している税関で直接、行うことができる。

### 第 56b 条 製造又は営業秘密の保護

(1) 税関当局は、商品の申告人、保有者又は所有者に対し、試料又は見本の採取の拒絶を求める正当な申請をすることができる旨を示す。税関当局は、それらの者が当該申請をするための適切な期間を定める。

(2) 請求人が留置された商品を検査することを税関当局が許可する場合は、税関当局は、日程を定める際に請求人及び申告人、保有者又は所有者の利益を適切に考慮する。

### 第 56c 条 商品を破棄する場合の証拠の保全

(1) 税関当局は、採取された試料又は見本を、商標法第 72 条(1)による申告人、保有者又は所有者への通知から 1 年間保存する。この期限が満了した後に、税関当局は、申告人、保有者又は所有者が試料若しくは見本を取得し、又は追加の保存の費用を納付することを請求する。申告人、保有者又は所有者が応じる意思がないか又は 30 日以内に応答しない場合は、税

関当局は、試料又は見本を破棄する。

(2) 税関当局は、試料又は見本を採取する代わりに、証拠保全の目的が確保される限り、破棄される商品の写真を撮ることができる。

#### **第 57 条 手数料**

税関当局の援助に係る手数料については、税関当局の手数料に関する 2007 年 4 月 4 日の法令が適用される。



## 第9章 最終規定

### 第1節 現行法律の廃止

#### 第58条 現行法律の廃止

次のものは廃止する。

- (a) 商標の保護に関する1929年4月24日の法令
- (b) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の施行に関する1966年11月4日の連邦参事会の決定

### 第2節 経過規定

#### 第59条 期間

IGEによって定められたものであって、本規則の施行日に終了していない期間は、影響を受けない。

#### 第60条 使用の優先権

- (1) 商標法第78条(1)に基づく商標の出願の場合は、商標の使用開始期日を商標登録簿に登録し、かつ、公告する。
- (2) 国際的に登録される商標の場合は、その明細を国際登録の公告が行われる月の末日までにIGEに通知しなければならない。標章の使用開始期日は、特別登録として登録され、かつ、公告される。

#### 第60a条 2015年9月2日改正に関する経過規定

2015年9月2日改正の施行前に製造された製品は、2018年12月31日までに限り、旧法に相応する原産地表示を付して最初に市場に出すことができる。

### 第3節 施行期日

#### 第61条 施行期日

本規則は1993年4月1日から施行する。